

生駒市条例第10号

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第21条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は福利厚生」を「若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第50条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第33条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第34条第3項中「この章において」を削る。

第40条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第41条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「第4章」を「前章」に改める。

第50条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則第2項中「（平成9年12月生駒市条例第27号）」を削る。

附則第3項中「（平成9年12月生駒市条例第28号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第30条」を削る部分に限る。）並びに第18条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号、第19条第1項及び第2項、第28条第2項、第33条第2項、第34条第3項、第40条第1項及び第2項、第41条第3項、第49条並びに第50条の改正規定並びに附則第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。